

調理師養成教育奨励事業実施要領

制 定	昭和49年 6月17日
一部改正	昭和60年12月 1日
一部改正	平成 3年12月16日
一部改正	平成 4年12月 1日
一部改正	平成24年 4月 1日
一部改正	平成25年 4月 1日
一部改正	平成26年 4月 1日
一部改正	令和 元年10月 1日

第1 目 的

調理師養成施設に学ぶ生徒の資質向上のため日常の勉学に関して優秀な生徒の表彰等を行い、調理師養成教育の奨励を図り、もって公衆衛生の向上に資するものである。

第2 表彰等の種類

1 協会長表彰

卒業(3月, 9月)時までの間において、極めて優秀な成績を修めた者に対して次の表彰を行う。

表彰状及び金メダル

各学級ごとに1名

2 技能奨励賞

卒業時までの間において、優秀な技能を修得した者に対し次の技能奨励賞を交付する。

- (1) 金賞 全体(生徒数)の3割(推薦)
- (2) 銀賞 全体(生徒数)の5割(推薦)
- (3) 銅賞 全体(生徒数)の2割(推薦)

第3 対象者

公益社団法人全国調理師養成施設協会(以下「協会」という。)会員校に在学する生徒とする。

第4 推薦及び順位の認定者

協会に対する協会長表彰及び技能奨励賞受賞候補者の推薦及び順位認定は、第3の対象者について、当該調理師養成施設の施設長が別紙様式第1により行うものとする。ただし、推薦は、任意とし、また、第2に定めた表彰等の種類の全部もしくはその一部のみに対する推薦を行っても差し支えない。

第5 推薦及び順位の認定基準

- 1 協会長表彰受賞候補者の推薦基準は、次によるものとする。
 - (1) 調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)に定める教科科目及び授業時間数を履修することが見込まれる者であること。
 - (2) 養成施設の卒業が見込まれ、調理師法(昭和33年法律第147号)に基づいて調理師免許取得資格を得ることができる者であること。
 - (3) 各教科科目の学習の評価及び授業出席時間数並びに授業態度若しくは研究心等の総合的な見地から、極めて優秀な成績を修めた者と認められる者であること。
 - (4) 推薦者数は、各学級1名以内とする。
- 2 技能奨励賞受賞候補者の推薦及び順位認定基準は、次によるものとする。
 - (1) 前項に定めた協会長表彰基準の(1)及び(2)の基準に該当する者であること。
 - (2) 調理実習における技能の修得の優劣について授業態度並びに研究心等を総合的に判定して評価し、順位を認定すること。

第6 推薦期間

受賞候補者の推薦は別紙様式第2、第3により、個人別に順位を付して行うものとし、その期間は、概ね卒業の2ヶ月前からとする。

第7 受賞交付申請料

受賞交付申請料は次によるものとする。

1 協会長表彰の部

(1) 表彰状

会員校 無 料

(2) 金メダル(交付申請は任意／表彰状のみの申請でも可)

会員校 9, 430円

2 技能奨励賞の部

金賞、銀賞、銅賞(いずれも)

会員校 1, 040円